



住民に一方的な立ち退きせまる86号線(赤羽南)計画

東京都が
用地説明会

事業の根拠示せず

東京都第六建設事務所は28日、赤羽会館で都市計画道路補助線街路第86号線(赤羽南)用地説明会を開きました。同事務所の用地課長が「土地を譲っていただいたり建物の移転をお願いするが、事業に理解と協力を」とのべ、説明はもっぱら立ち退きを前提にした補償の話に終始しました。

質疑では地元住民から「(立ち退きが)当たり前のような話をしているが、住民は事業そのものに納得していない」、「立ち退きを迫るといふなら、公共の利益に資することをまずいねいに説明すべき」、「70年前の都市計画決定そのものに疑義があるのに、なぜ事業が進められるのか」などの意見が続出しました。



補助86号線(赤羽南)用地説明会 = 7月28日、赤羽会館

ある参加者は、「事業説明会をやったというが、紙切れ一枚の案内が入っただけ。たった一回説明しただけで住民が納得するはずがない。こんな話では移転に協力できない」と声を荒げました。

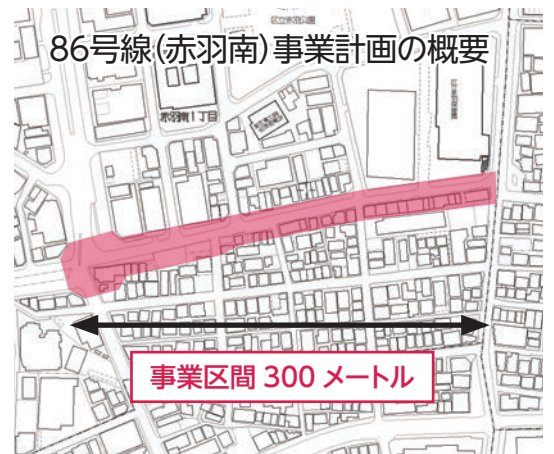
地元自治会の役員は「事業説明会の日は自治会の部長会と重なり、多くが参加できなかった。道路ができれば町が分断され、両側はマンションが立ち並ぶようになる。まちづくりの問題としても、もっと住民の中での議論が必要ではないか」と発言しました。

86号線計画の認可取り消しを求めて裁判を起している志茂一保存会の原告は、「70年前に決定したとされている都市計画は、原図も原簿も存在しておらず、裁判でも資料が出てこない。決定もされていない計画に

地元住民ら 事業説明からやり直しを

もとづいて立ち退きを迫り、財産を奪うのは行政詐欺ではないか」と質問。都の担当者は「決定については都市整備局の管轄。われわれは都市計画決定が正しいとして事業を進めており、手続き上必要なので用地説明会を開いた」などのべ、まともな事業の根拠を示すことができませんでした。

最後に住民から「今日は納得できないことばかり。もう一度事業説明からやり直しをしてほしい」と要望が出されました。



86号線(赤羽南)事業計画の概要

事業区間 300メートル

問題だらけの 86号線計画

補助86号線は、北本通りから赤羽自然観察公園に至る計画で、現在、志茂、赤羽西、赤羽南の区間で事業化されています。しかし2012年10月に選定された志茂、赤羽西を含む「特定整備路線」は当初から多く

の問題を抱え、志茂地区や板橋で認可取り消しの裁判がたたかわれています。事業費も300億円超（赤羽西約213億円、志茂約84億円、赤羽南約31億円）と莫大だけに、計画の抜本の見直しが求められています。

防災効果は薄く、コミュニティと自然、文化遺産こわす

志茂、赤羽南では約6mの現道を20mに拡幅し、赤羽西では文化遺産の稲付城跡にトンネルを掘削。さらに自然観察公園とスポーツの森公園を分断します。都は「防災のため」「災害時の延焼遮断効果を高める」といいますが、志茂にはすでに18m道路が並行しています。一方で住民2000軒以上に立ち退きを迫る計画は、コミュニティを壊してしまうことになりかねません。



子どもたちの安全な遊び場
2つの自然公園を分断!?



太田道灌もビックリ!
稲付城跡にトンネル!?

地権者をはじめ 住民の声聞かずに強行

通常の都市計画道路と違い、特定整備路線の選定は都と区で秘密裡におこなわれ、住民には一切事前の相談がありませんでした。しかも、2020年までに都内28路線の全線を完成させるため、地権者・住民の声を聞かないまま計画を強行しようとしています。今年3月に事業認可された赤羽南地区でも、たった1回の事業説明だけで、立ち退きを強要しようとしています。

70年前の都市計画決定 原図も原簿も存在せず

86号線の事業化にあたって、都は70年前の都市計画決定（戦災復興院告示第15号）がその根拠だと主張しています。ところが、志茂86号線の裁判でも、当時の決定原簿や原図、内閣の認可が存在してないことが明らかとなっています。法的瑕疵がありながら、事業を認可した国の責任は重大です。計画はいったん白紙に戻し、裁判の結果を慎重に見極める必要があります。

